武家名目抄稿

弓箭部

十五

和書門
類
二五二〇六
號
七七
函
九
架
四四九
冊

内閣文庫
和書
類
二五二〇六
號
四五六
冊
一九三函
一三架

内閣文庫
番號 和 25206
冊數 457 (297)
函號 153 275

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

武家名目抄稿第十五冊

弓箭部九上目録

矢先
矢尻
矢ノ實
矢ノ根
箙カツキ
箙シロ

内閣文庫

真鼈鏃
平題
錫平題
角平題 今无
木平題 今无
鏑
水精鏑 今无
角鏑

竹ノ根鏑
柊鏑
朴鏑 今无
牛角鏑 今无
鳴鏑
八目鏑
八目鳴鏑
八寸鏑

国立公文書館
National Archives of Japan

鏑ノ目
鏑トミメ
的矢
交刻的矢
漆刻的矢
一手矢
トモ矢
諸矢

儲矢
甲矢
乙矢
片矢
片手矢
内矢
替矢
上矢

国立公文書館
National Archives of Japan

上差
中差
大ノ中差
腰差
征矢
負征矢
並征箭
空穂ノ實

武家名目抄稿第十五冊

弓箭部九上

矢先
矢尻
矢ノ實
矢ノ根

倭名類聚抄云釋名云笑其足曰鏑音的或謂之鏃子毒楚角。夜。佐。才木三反訓。岐。俗云利。夜。之。

延喜主税式云造征箭五十隻鏃料鐵五斤
七両金漆五撮漆三夕絲二分
源平盛衰記云（宇治合戦条）源藏人仲家足利判
官代義清源次加ヲ始トシテ三十余人皆甲
ヲヌキ矢サキヲトヽノヘテ射ケレハ云
云
又云（墨俣河合戦条）三番越中前司盛俊千余キ轡
ヽ並テ押寄タリ源氏鏃ヲソロヘテ射ケ
レハシレハシレ戦テ引退ク
又云（宇治合戦条）上総太郎判官弓ヲ引儲テ矢
處ノシツマルヲ待ツ處ニ忠綱ニ組ントト
志シテ馳テカヽリケルヲヨヒキ放ツ矢
ニ源太夫判官カ内甲ヲイタリケレハ矢
尻ハウナシヘツト通リ血ハ眼ニソ流レ
入
吾妻鏡文治三年（七、廿三ウ）八月十五日下云次以小

土器ニ挾ニ于五寸串三被レ立レ之盛澄亦悉射畢
次可レ射ニ件三箇串ニ之由重被ニ仰出ニ盛澄承レ之
既雖レ思ニ切生涯之運ニ心中奉レ祈ニ念誠方大明
神ニ拜ニ還瑞籬之砌ニ可レ仕ニ霊神者只今垂ニ擁護ニ
給者然後鏃。於平仁捻廻天射レ之五寸串皆
射ニ切之ニ観者莫レ不レ感。
又云文治五年八月廿一日戊申追泰衡令
向岩井郡平泉給而泰衡郎従於栗原三迫
等要害雖ニ礪レ鏃。攻戰ニ強盛間奉レ防失レ利
又云建久四年八月十八日壬子申尅参州十三、廿
家人橘太左衛尉江瀧口梓刑部丞等礪レ鏃。
籠ニ濱宿館ニ之由依レ有ニ其聞ニ差ニ遣結城七郎梶
原平三父子新田四郎等ニ則時敗ニ績之ニ云々
太平記云依藤太条三、五ウ秀郷八一生涯カ間身ヲ放
タテ持タリケル五人張ニセキ弦懸テ噛
ヒ濕シ三年竹ノ節近ナルヲ十五束三伏

ニ拵ヘテ鏃ノ中子ヲ箬本迄打上ホシニ
シタル矢只三筋ヲ手挾ミテ今ヤ〳〵ト
ソ待タリケル
又云（三、五ウ）笠置軍条 櫓ヨリ矢間ノ板ヲ排テ名乗ケ
ルハ三河ノ住人足助次郎重範忝モ一天
ノ君ニタノマレ進ラセテ一ノ木戸ヲ堅
メタリ（中略）六波羅殿ヤ御向ヒ有ランスラ
シト心得テ御儲ノ為ニ大和鍛冶（鍛冶）ノキタ
ウテ打タル鏃ヲ少々用意仕テ候一筋受
テ御覧シ候ヘト云儘ニ三人張ノ弓ニ十
三束三伏箙カツキノ上マテ引カケ暫堅
テ丁ト放ツ
又云（主上〳〵皇御沈落条）何ヨリ射ルトモシラス流
矢主上ノ左ノ御肱ニ立ニケリ（中略）篠目漸
明初テ朝霧僅ニ残レルニ北ナル山ヲ見
渡セハ野伏共ト覚テ五六百人カ程楯ヲ

ツキ支テ待懸タリ是ヲ見テ面々度ヲ失
テカキレタリ

又云 矢刻驚坂手 起河原闘条 長濱六郎左衛門只一騎
河ノ上下ヲ打廻リ艫テ馳帰テ申ケルハ
此河ノ様ヲ見候ニ渡ツヘキ所ハ三箇所
候ヘ共向ノ岸高シテ屏風ヲ立タルカ如
クナルニ敵鏃ヲ汰テ支テ候

十六、世四オ
又云 正成兄弟 討死条 左馬頭ノ五十萬騎楠カ七
百餘騎ニ懸靡ケラレテ又須磨ノ上野ノ
方ヘソ引返シケル直義朝臣ノ乗ラレタ
リケル馬矢尻ヲ蹄ニ蹈立テ石ノ足ヲ引
ケル間楠カ勢ニ追攻ラレテ已ニ討レ給
ヌト見ヘケル

中、十四ウ
兼久軍物語云 又はしの多野の帝ハやしま
もるき矢そ

今川大双紙云 征矢又者 矢なとを拵
る時貴人御設せんと仰あらハ矢此笠
の方を出すへし 矢實方を出す事なし」
人素法来云征矢若白篠拭篠或長法うし
仰与薩摩名誉し候 挾お箙房矢鞘等
武具要説云多田満仲守中分自射て覚た
る事ハ左馬頭へとも細く長き根の可然
拵之云者ハ矢根を拵くしに用そく長き

根ならてハ深く立る中に角く根ハ大なる根も
痛手に大兵此射るよハ大腹根程利て有
法度へとも大兵もさのミなきあるとハ雖
いへハ尾篭鞘等ハ入るに根ハ細く長きか可
然云事に

大友興廣云 小牧の城 矢嶮強臣と呼へ
ハ敵強く武勇此誉ある者なるとに一門の
神変あ鎧を かま也 曳保て放すにそ候

をり居るこゝまよりて源頼義久ゝ矢嗚
陽正と号をらる
江濃記云浅井備前守川ヲ静ニ越テ江州
指テ引給フ處ニ巻村野村ノ若兵者二十
騎三十騎ツヽ出テ弓鉄炮ヲ放シ懸ル三
田村爰ヲセントスレトモ敵ハ猛勢ニテ
爰カシコヨリ矢尻ヲ揃テ射程ニ心ハ武
思ヘトモ無是非追立ラレ大野木カ勢ニ
加テカヽリケル
甲陽軍鑑云歩兵二百人ヨリ射ヲ
拵ヒ弓紀伊ヲきんしるし紀矢を
一人ヨ百ヲ弓ヲ百五十張拵る五十人
の足軽ヲ永正七年ヨ始て源る鉄炮をも
たを玉薬一人ヨ三ヲ宛しかゝあてかひ
云し
増補家忠日記云山口勘兵衛尉直友ヲ御

使トシテ薩州ニ赴カシム矢ノ根二十具
暑衣百端ヲ忠恒ニ賜テ軍ノ雌雄ヲ問ハ
セ給フ

範カツキ

平治物語云彊田弓箭のもさしと十二束五て
ばうひろひてひろうとをる人重盛のいむ
者の神よまもとあつてとひやんるやう
て二の矢をいそ[illegible]れいかに法師ある[illegible]

とあとけくのかりきくけくかとりやん
ぎり

太平記云笠置軍條木戸ノ上ナル櫓ヨリ矢間
ノ板ヲ排テ名乗ケルハ三河ノ住人足助
次郎重範忝モ一天ノ君ニタノマレ進ラ
セテ此城ノ一ノ木戸ヲ堅メタリ前陣ニ
進ンタル旗ハ美濃尾張ノ人々ノ旗ト見
ルハ僻目欤十善ノ君ノ御座ス城ナレハ

六波羅殿ヤ御祈向ヒ有ランスラント心得
テ御儲ノ為ニ大和鍛冶ノキタウテ打タ
ル鏃ヲ少々用意仕テ候一筋受テ御覧シ
候ヘト云侭ニ三人張ノ弓ニ十三束三伏
箙カツキノ上マテ引カケ暫堅テ丁ト放
ツ其矢遥ナル谷ヲ阻テ二町餘カ外ニ扣
ヘタル荒尾九郎カ鎧ノ千檀ノ板ヲ右ノ
小脇マテ箙深ニクサト射込ム一箭ナリ

トイヘトモ究竟ノ矢坪ナレハ荒尾馬ヨ
リ倒ニ落テ起モ直ラテ死ケリ

箙シロ

保元物語云義朝白河殿夜討条為朝三年竹ノ節近
ナルヲ少シ押磨テ山鳥ノ尾ヲ以テ作タ
ルニ七寸五分ノ丸根ノ箙中過テ箙代ノ
アルヲ打クハセ暫持テヒヤウト射ル
高忠聞書云鹿はあ〻てる矢かけをいと

敵しる時もさらに矢ようちつらぬ事なり矢
四方もいろをしる時ハいたきの矢あるを角、
りともをのをく紙時ハ我ハ矢ようなり
それハとゝんする事有ゝ時なるかをを
出して矢ようの くきとのあのをのこひて
みるにあるをるる矢ようはかるらはかるをち
ふ所にしてあらるとけへしたるを
見えぬ百かりにのゝひて居る也又矢ようを

ぬきてゝるにあたゝるにをかるらは
箙をうつくへし
源平盛衰記云法住寺城塚合戰条播摩中將雅賢ハ
指ル武勇ノ家ニ非ス天性不用ノ人ニテ
面白キ事ニ被思ケレハ兵杖ヲ帯シテ參
リ籠リ給ヘリ滋目結ノ直垂ニ黒糸威ノ
腹巻ヲソ被着タリケル殿上ノ四面ノ下
侍ヲ出テ西ノ妻戸ヲ押破テ被出ケル

ヲ楯六郎頸骨ヲ志テ能引堅テ兵ト放ツ
折烏帽子ノ上ヲ射貫キ其矢妻戸ニ箆中
射籠タリ

金言和歌集安九仲正大ゐえや雷比いろ
よりもさけや海のしらそ見ゆる
は弓矢のふ

真𩋘ノ鏃

日本書紀云 綏靖天皇紀 冬十一月神渟名川耳
尊與兄神八井耳命陰知其志而善防之至
於山陵事畢乃使弓部稚彦造弓倭假部天
津真浦造真𩋘鏃矢部造箭及弓箭既成神
渟名川耳尊欲以射殺手研耳命

釋日本紀云真𩋘鏃兼方案之真者例文真
實之義𩋘鏃者射鹿子鏃

平題

倭名類聚鈔云平題箭揚雄方言云鏃不鋭

者謂之題。和名ハ太都岐ノス 郭璞曰題猶頭也今之戲射箭也

次將裝束抄云今案左為本自叅内祗候し時猶於禁中有如此事者尤召寄觀口矢可帯滝口也可存故実次將召取弓箭之時貫首ミ外イタツキヲ拔取一天（小字ニ）指腰也為謂貫首也衣名便也頭中將召し者イタツキナカラ可進滝口雖不存次將必拔可返給也

古今集序云さくらなるにおもひのみこのなつきあさ身にいろのみきのいるもちらしてとは敦盛卷紙云おもひ出てをりしさひ矢ゝ射あてらきこ一ゑんのをゝと思ふ毎の中なるおもかへしてとゝ紙ゝきゝをるゝしはこゝのまきとけさそのものからちらちらとひかりこそ思いしをひけき

あ川さ由て矢をさしむけて云くと記
を返す事をは有りそ也きゝ〳〵まかへも
ちゝろある弓とりもなつと思ひさ弓のあ
ふさをけもつて返事とおほしくそかく
ちかり
いさ清き比ちや有川きんとおもひし
ま處といふ意にてちそそ〳〵まれ
弓張記云大的いる時まとに板つき留る事

別条なしとられハ矢先そらそらま返ねハその
ま〻置へし
武田射禮日記云馬ヨリ下テハ頓テ沓ヲ
ハクヘシ其後弓ヲ取次ニ矢ヲ取テ弓手
ノ方ヘ取渡シテ片矢ヲハ弓カケノ内ヘ
板付ヲサスナリサテ布革ヲ取ヘシ四折
ニシテ背通リヲ右ヘナシ白毛ヲ左ヘナ
スヘシ弓ト布皮ハ左ノ介添ノヤクタル

へ〻

錫ノ平題

文木抄云箭信實飯匠ふさ又ゆくちのいて
ゆあまてゝも寺〻ゆいつ。つきこゝしるれ
ゆくり

鏑

類聚國史云嘉祥二年閏十二月庚午先是
紀伊守從五位下伴宿祢龍男與國造紀宿
祢高継不恪於是不忍怒意輙發兵捕高継
并黨与人等仍可勘申状官符下知已畢而
今日掾林朝臣並人馳来申云守龍男分遣
從僕各帶兵伏暗中放鏑威脅衆庶
扶桑略記云天慶三年正月廿二日善相公
男定額僧沙門淨藏為降將門於延暦寺首
楞嚴院期三七日修大威德之法然間將門
帶弓箭現立燈盞人々見驚然鏑色自壇中

出指東去畢

保元物語云 三位ちうなんをめされてか
つせんのしたひ法眼首為義かしをまつて
中けるハ以前ハあけいひつるさくをめよ
しいなこかつせんをまんせさるのえい為
朝ちうなん者をめされおわせ始めらるへし
とて面々主人のためとも小法師の
あるとハかねてきこしめしあれさるへ

ち これ右と岸ハ百騎なるへしとそめ
いさるあしきことからつらとあひまと
とにいりめけるの也 中略 うるのかぶ
ぢハ百騎ひいらきなんとをもつて目ハ
うへハ八ハかくるかあつ用みて言ふ
ないも了多六すハ大かう陣を称ちす
けうう
平家物語云 あふきの矢をとりてひやうといふだやう

十二そく三ふせよひいそひゆうとそる月
四こハつゝ四ぬらいうちひく祝まるう
るうしてあやまたあふき此かるめきハ一
ちんちかうといそひ月ちとそいまうさ
長門国平家物語云白山神輿振上山上条兵を大将
弥右門頭てまいりてゐとやさせ給ひけ
ゐハ弥のちんてきかう時くせよと仰らも
ぬれハうを給うぬとそちらのまうをゆう法

ゐうふ法ゐう毎かぬらを矢をちけうゐ
ちょうちくをせて西へわうをひれをその
かふらあひ毎しくく京中をるうまいうく
二條殿の西面ゐをゐの時みを此ゐうよ毎
とみて巻うちを見をて
吾妻鏡云文治五年十一月十七日癸酉二
九、五八ウ
品為歴覧鷹場出大庭邊給野径催興之間
令申澁谷庄司給及畠黒狐一足御馬前数

十騎相逢於左右二品令排鏑給爰千葉四
郎胤信郎從鞆篠山丹三者弓箭達者也引
弓合鏃進寄於御駕右此間與御矢同時發
之處御矢不中之丹三之箭中狐之腰二品
乍知食被發御聲于時篠山一瞬之程下馬
取替御箭於已矢立狐提之持參二品則令
問彼名字於胤信給云〻
又云（廿六ウ）建保元年五月三日癸卯匠作以小代
八郎行平為使者被申法華堂御所云雖似
有多勢之恃更難敗凶徒之武重可被廻賢
慮欤云云將軍家太令驚之給防戰事猶以
擬被評議于時廣元朝臣令候政所之間有
其召而凶徒滿路次非無怖畏賜警固武士
可參上之由依申之被遣軍士等之時廣元
水干
菅袴
參上之後及御立願廣元為御願書執
筆其奥以御自筆被加二首歌即以公氏彼

御願書被奉於鶴岡當斯時大学助義清自
甘縄入亀谷經窟堂前路次欲参旅御所之
處於若宮赤橋之砌流矢之所犯義清亡命
件箭自北方飛来是神鏑之由謳歌僮僕取
彼首葬于壽福寺義清依為當寺本願主也
家中竹馬記云かもしまふをるるとかふら
雁候て可射うかむ也仍矢鏑尾ゐるとそ射
ふ時分事也仍不苦

高忠聞書云かふら矢のふしらく根のるも
紀ゆりハ四たてにてあるへし是ハ雁ハ雪ハ
角是しかはをしかはを山雪ハ汀尾ゐり小はをもか
ゐしく雪ハ羽のふとく雪ハまたとをす尾
しかはをとをさを羽中をとをむるさを高流を
ていふるきさとるかふら一の時ハ四むきハ
むきいつれもさを陽ならはかるしから
仍仍ハむきをとて用ゐり外むきを陽ゐり一

手如時も一ハ内むき一ハ外むき成へし
又云かぶらにて物をいれハひき目といひて
いふや蟇目の的に射あて為る時ハ射も
ことゝ云るも法し為る時ハひき目とをへし
てといふなり
又云蟇目瓶るとみえたる化生の物とはかぶ
らそいるなり蟇目まゝ免んの物化生の物をハ
引目まて志てそいすにかぶらハ引目によせて

いる志ろ也若ともとくわらん物なとハ引目い
ときかぶらしするほとにかぶらそえまゐん
化生の物をハ射へきたなるまの為り為
にをつると作ば
物具装束鈔云平胡録事羽箆 箭十六也 此内落箭水
精括 筈 須トモ 又波 尻鏑 二 或七号 皆鏑
射御捨遣拗云かぶらハ長さ二寸も周四ッ
ぬきこめるへしあり(う)の本まても為る事あり

年見ハ屋敷ヨリ神事ニ付用ル又四月三月
もあるへし羽ハ白鳥羽ハ雪の如ク四立ル
中ニ羽ハ白しの川尾山ニ有ルヘシ白箙
ハ撫箙ともあるへし略式ニ有ル
から同前又屋ヨリ羽ヒいふからまた
らにかきまた根本かふらハ八月ニ屋二月
本ヨリ末ヨリあるへしこの箙の時の
事ヨリ

角鏑

文木抄云箭民部ハ家ハかひぬれハの
やにさしてはかふらそうそう
しるもやかふらそうそう

竹根ノ鏑

柊鏑

義貞記云上矢ノ鏑竹ノ根ヲ式トス又一
説ニハ柊トモ云羽ハ中白一説ニハ鶴ノ

羽一ニ鵠ノ羽トモ云ヘリ大將軍ハ四五侍ハ二指也

鳴鏑

古事記云八十神怒欲殺大穴牟遲神共議而亦鳴鏑射入大野之中令採其矢故入其野時即以火廻燒其野於是不知所出之間鼠來云内者冨良冨良此四字以音外者須須夫夫此四字以音如此言故蹈其處者落隱入之間火者燒過尒其鼠咋持其鳴鏑出來而奉也其矢羽者其鼠子等皆喫也

又云兄宇迦斯以鳴鏑待射返其使故其鳴鏑所落之地謂訶夫羅前也

萬葉集云木國之昔弓雄之響矢用鹿取靡坂上尒

曽安留

保元物語云白河殿攻落条御曹司是ヲ聞給ヒ鏑

ヨリ上十五束有ケルヲ取テ番ヒクサト
引テ發サレタレハ御所中ニ響テ長鳴シ
云々

八目鏑

倭名類聚鈔云鳴箭漢書音義云鳴鏑如今
之鳴箭也日本紀私記云八目鏑夜豆女加布良
舊事本紀云大伴連遠祖天忍日命帥来目
部遠祖天槌津大来目背負天磐靫臂著稜
威高鞆手捉天梔弓天羽々矢及副持八目
鏑又帯頭槌劔而立天孫御前為先駈者也

八目ノ鳴鏑

日本書紀云神代下一書云大伴連遠祖天忍
日命帥来目部遠祖天槌津大来目背負天
磐靫臂著稜威高鞆手捉天梔弓天羽々矢
及副持八目鳴鏑又帯頭槌劔而立天孫之
前

八寸ノ鏑

吾妻鏡云建久元年八月十六日戊戌流鏑馬射手一両人臨期有障已及闕如于時景能申云去治承四年所与景親之河村二郎義秀為因人景能預置之達弓馬之藝也且彼時与黨大略預厚免託義秀獨非可沈淪欲斯時可被召出哉者仰曰件男可行斬罪由下知畢于今現存奇異事也然而優神事早可召進但非指堪能者重可處罪科者則招義秀召仰此旨之間射之訖二品召覧其箭之處箭十三束鏑八寸也仰曰義秀依達弓箭有驕心與景親之條案先非今更奇怪也然者猶可射三流作物於有失禮者忽可行其咎云々

鏑ノ目

判官物語云忠信去野山合戦条

まそ出てる三つ去けめ四ひゃ去ちかの
かふとのかをしめうんかいこうすはえへる
つらいとふ角ちえ人奇者なるをいと
う判皮う弱くるてかの縛つてかえちと
うれえ人ままさてきる大中ムうかやせ四さ
しるこハやうをあ我れうかふらかめより
下寄まかあるに大のかりまさけてこと

鏑トニメ

是死云かふらとめとふるハかふらか
きるかふらのかこを寄くをのかる我
ひきくまくいとかさを也

的矢

大平記云きほふの条競ハ大威の鎧兎て星冑の
緒をしめいり物作の太刀をもきせ四さなる
大中黒ハ矢あい瀧口の骨法をすきて和奢
ハ四てもいたるる的矢一ゑさをえ

保暦間記云正治二年正月廿日駿河國高
橋ノ邊マテ御敵落行ク由聞リケレハ折
節的ヲ射ケル場ヨリ出合テ射ケル程ニ
的矢ニテ景時頸ノ骨ヲ被射テ失ニケリ」
庵洲法系云百人達者究竟ニ上手一方輩
可令同道也但的矢蓋用等左ハ法懸の様」
今川大双紙云人ノ的矢ヲ執出シテ見スル
時ハ立てゐるにそぬ〻ぬ〻ける〻ハ後ハ
ヒきもの〻ぬ〻ける〻ハ合て見るから
ハ
高忠聞書云的矢のふしらへ様ニ事さ〻
簾ヲ〻ケ〻ヲ〻ヒ〻ヒ〻ぬ〻ヒ〻
すけふ〻簾中のふ〻羽中ぬ〻ぬ〻三ぬ〻
のかるもハぬ〻ハきるへ〻ぬ〻ヒ〻
れはるへ〻羽ハ志鳥羽かるり球きり前て角
すけふ〻かヒ三ふせ〻ぬくつ巻をハ

くらくぬるへしのことひ籠するも也但器物也
圓的なるの時ハくるくるからはれも志きのく
しまとるとハ百なるなるの時ハのことひ籠して
ハ射まきるに所不的なるとも時ハ中にあを
ハ不て拙也
射禮私記云矢ハ事なる用意すへし籠を
ぬ掛をぬるへし同日ハ切弦中黒以下を
用へし弦を中黒ハ むかしより物しきたる
ものの也典て的矢ハ弓の也なる
的出張記云的矢ハ掛ぬ掛ぬるへるかを
いさい籠も不若ハ
布衣記云弓志ての事をの為いとへき也弓ハ
重藤矢を志ての矢也是常武の如し矢の数
十六節さすを外志さし二節さ的矢なる
斎藤ハ家ハ上さし四節なるとハとる溜口
の時ハ的矢一矢さしをくなるにより上指をまて

四節ハ用也流口あさるきにて禁中にても君
の御用ゆきとなりて的を作りて的矢を
さすなり是流口のめいとなる馬にも乗る
りいうるか年ゥ女也
武田射禮日記云的矢自然風にも吹折亦
ハ放トモカケトリニクキ事モ有ヘシ其
レモ肌ヲ入テ畏リテ替矢ヲ取ヘシ替矢
持ル人添左ノ膝ヲ付テ矢ヲ出スヘシ同
板付ヌケ或ハうカケニ留ルコト有ヘシ
其時ハ替矢ヲ取ニヨヨハスソノ儘可仕
ナリ
交刺的矢
是本記云面と矢無して面せを紀ょする
事なり小笠原ゆ面度なるも面とせをハ
へはち向あってみなるませを紀のもとやく
せをを作ひ事也者一ゆ口伝也

漆矧ノ的矢

佐竹宗三聞書云 同的の時雪雨降るよろ
しきの的矢へ同きき糸を栗柄に
巻てくくみ結て指て雨の時糸に
ひきて上ときき本を柄に結
ている事秘事也

一手矢

職人尽発合云矢さいくの家のさいろもさら
よかりて云と矢のおるし物
はいろうきます

トモ矢

萬葉集云梓弓手取持而大夫之得物矢手
挿立向高圓山尓春野燒野火登見左右燎
火乎何如問者云々
又云大夫之得物矢手挿立向射流圓
方波見爾清潔之

萬葉集註釋云マヽラヲノトモヤタハ
サミタチムカヒヒイルマトカタハミ
ルニサヤケシト。モヤトハユミイルニ
ハフタリナムムカヒテイルニ矢
ヲオヨヒニハサミテイルナリソノ
ハサミタルヤヲトモヤトハイフ
也
夫木抄云箭源師光あけさらとも

やたハさえ弦人ゆをのうゑきし
いとゆるゑ

諸矢

源氏集云嘉祥二年五月に東宮の箭
人をゑらひて月ゆみちよ民部丞
よりつねをあたひとしひ
ゆみ思ひをのへてくらの倉ゆ
にやる

引人もなくと俺つるあつさうなそうきえ
きもうやちつきハ
徒然草云ある人弓いる事をならふに
矢と的とさしてのむふ時のそ初心の人
ふたつの矢をもつことなかれ後の矢をたに
たのみて此矢に当ん事を思ひ懈怠
なく此一矢に定へしとあるとふ

儲矢

六百番歌合云賜射絵家に梓弓まさけ
矢やひきたてまてくふハあ
りぬるの判方右歌儲箭家にハ
まうしらさるなや

甲矢

乙矢

古今著聞集云武士に的弓射名人晩に及
ん迄は明るや勝負はきまるとくこいひる

平源之古法の射翻来りて　このさまを笑て
いひるハ翻ハいるかまとなかるへし人もすくし
矢を一本張へかし其的事ハまくうしろ
をいんかるしらん方を勝るし張へとい
へハ人を奥ゑ入て刎篇をそらせて通をは
いるをてをやと射まへの事ゑなるをぬ
方ハ人の、高ハ高なるをおとやをえ又
後の事をいてはるを

佐竹家三国書云伊勢的の時弓太郎殿
をもハ早矢一ツの矢事肝要ゑする後也
強ハ矢ゑ多るからまつ通角をもは同家
を禄を出張ひと云て元外ゑ人の射をを
一まつ通をもを禄云張事なし近年の
ろくゑハ白太刀を出張ひ也太ろう神の事ゑ
ゆり禄を作ゑ新太刀也と云て張ひの
時ハ立人るからを禄と云張也

今川大双紙云うも指二ツ指には早矢乙矢
早矢と指事又二ツ為らハ早矢乙矢と可
指也
大的解釈云て後ろを立して矢と乱れ
通て南方のこひちと作まて左ハ右
宣敬ハ為ける迄とも外むきと先矢ハ射て
こゝ
弓張記云て矢かとやと云事内むきと外

むきと云事ハ内ちと内ちひ者事有ハ
まけて明うちに為へ為るをとやと云
角一是と以て おかとやも云事
片矢
射礼私記云 矢を云てちゑのかゝへ云
事して 矢とハ四日のうちへいる弁と
云也
又云 と矢 沛免の事 左隈矢 弓大郎世

きのうし後よりぬきうちなる事なり所角のは
所作出時ハとぬきをのて畏て矯る矢を腰よ
さしなるさて袋後よりるとりて片矢をとる
同腰よさ添て出前へきしく裾をハ弱よ
前後共よ同前秘説をる巨細なる書載ふ
あるを射なる射の時用らる也

片手矢

平家物語云 さの条 彰中るよんとも

里此ハをを法とふけのひてうみへさ
とうちいれうと此よりてよりてお
より世て大い反の出あ法き弱よ毎ハ人
物ものとのつて馬しへきるかれ
ハ馬をハなき、へ物へ、め、のきんふちけ
より出馬かきに物ある山るんきいさ後
いハむとて物てやもけておれハを
長門平平家物語云 与清作殿 安房玉弱条 あんのさと

くいとりのの道を牛騎もかりこかふとうて
かりをあをて遠方来る
十六、十四
古今著聞集云或所盗人角をきるにち
とりに法師をとりてこうきるう秋は丈人つる
のおとうて侍りふ門のもとに柿木は有を
るに法師ハかりて。矢をけて立ふらへよ
まこうを柿のかちをるうこのうちは法師の
いてきに落て法師れて散ふちぬ此柿

のひやうとして行うをいさくるにと
るぬまと有をるをや射らまをきと
思てとくして射る落る十余人う
伯者之卷云如是ある高十余人う
音して参りて敵の寄来るうと被異食ハ驚
有をきは長高中ける見返行幸成をらせ
ぬを紀こそいへ今ハ行る大勢寄来いとも侍
驚有きくしとて伊興を参ぬ若ハ習侍。矢

とおもひて兵学事て逐神也

内矢

軍陣聞書云射ゆる此事産所の家をたきて
畏て如例式直垂の袖を絡て引とり此
あしぬみとして如きぬきて紙神をあき
免て射る矢ハ内矢なて射る也さひ
ふとにかくを入て畏也

替矢

射禮私記云的矢自然風も吹あらきハ
をすなとも如けとをきぬくる事なるへしを
時もハしぬきを入て畏て此矢を云へし
如矢すちたるかいをひ右此引きをつきて
矢をいとれ色し
雑兵物語云ハ拙弓とふるの八数弓とは覚
悟の時へいのんさて先ハ一張ハ矢一腰
八且那へあけへい今一張ハ一腰を張習の

はゝ。は。皆。矢。のゝ。わとゝ。後生一大事ゝ。専
捨て居へいそ
佐竹宗三郎書云 堀の方ゝて矢打又いゝ
つきもぬゝ事ゝ。ゝらは矢ゝ矢ゝと搖動ゝ
ゝすゝ。ゝ。ゝて矢筒ゝ。皆。の。矢。ゝ出
して射ゝの拍ことゝ。いゝつきのゝゝと搖
動拍て行射ゝ。ゝ。右の服ゝ畏ゝ矢ゝと
りて袖ゝ右ゝ。ゝ。ゝて拍ゝて。ゝすゝ

上矢 表矢

平家物語云 きそのくらんかく矢いきそ度
のはゝ人ゝのゝ。ゝ。ゝおきてくらんゝよゝすて
ゝのゝんとゝ矢くらんゝよいく中略 ゝ百度
い二年 ゝ月十一ゝゝるゝのゝゝゝゝゝ
やまりて中とゝいて我身ゝ矢て十三き
ゝゝゝゝのゝゝらゝぬきくらんゝよゝ
ゝへてゝゝゝりのはゝゝてんゝゝあゝけ

所

源平盛衰記云太神宮祭文条十郎藏人ハ所々ノ
軍ニ負テ参河ノ國府ニ息突居テ是ヨリ
伊勢太神宮ヘ祭文ヲ進ル此ノ祭文ニ神
馬三疋銀釵一振上矢二筋相具シテ太神
宮ヘ奉進ス
又云都波山戰条源氏ノ陣ヨリ精兵十五騎ヲ
楯ノ面ニ出シテ十五ノ表矢ノ鏑ヲ同音
ニ射サスレハ平家モ十五騎ヲ出合テ是
モ十五ノ鏑ヲ射返ス
吾妻鏡云治承四年八月廿三日癸卯今日
寅尅武衛相率北条殿父子盛長茂光實平
以下三百騎陣于相模國石橋山給此間以
件令旨被付御旗横上中四郎惟重持之又
頼隆付白幣於上箭候御後
又云文治五年七月廿五日癸未二品著御

于下野國古多橋驛先御奉幣宇津宮有御
立願今度無為令征伐者生虜一人可奉于
神職云々則令奉御上箭給
又云文治五年九月十一日有小社號大道
祖是清衡勸請也此社後有大槻木二品荏
彼樹下稱奉走湯權現令射立上箭鏑二給
太平記云高氏被籠願書於足利殿自筆ヲ
篠村八幡宮条
執テ判ヲ居給ヒ上差ノ鏑一筋副テ寶殿
ニ被納ケレハ舍弟直義朝臣ヲ始トシテ
吉良石塔仁木細河今河荒河高上杉以下
相順フ人々我モ〻ト上矢一ツヽ献リ
ケル間其箭社壇ニ充満テ塚ノ如クニ積
挙タリ
天正本太平記云筑紫合戰条寂阿ハ僅百五十
騎ニテ阿曽宮ニ詣胡籙ノ表矢ヲ二ツ奉
ルトテ武士ノ上矢ノ鏑一筋ニ思フ心ハ

神ノ知ラント謂テ探題ノ館ヘ押寄ル

道四き時ノ云かゝ川とゝやいふとゝろよゝ

と海をてはとあてハきひつ宮ハ海へゝ

すくゝ彩みちのわとゝちゆき馬岳のし

にくちるし色ハ衣きる神つゝさとも立

るゝは、きひハぬき魚てまつる彩へ

きひハ中心とハ海中とハ海等との花社の

中るれハる魚し谷川をとゝたきてし

よ色ハ彩ハそけるゝち法きゝるいゝ

きハ高ハけよそかゝしきやこの海社

ともに上矢一ハ法きそ海つゝぬきてかる

へ門をい色まるゝとゝちこえて色蓋とい

ふさとゝとゝ海ゝ海ぬ

播州佐用軍記云霜月晦日上月ノ城攻条寄手各鉄炮

ヲ打懸ケレトモ城其外所々ノ矢倉渡堀

マテハ二町三町ヲ隔上矢ナリケレハ唯

益無キ事ニ覚タリ

武将記云大将軍ノ上。矢ハ一サヽ白赤糸（上二オ）
ニテケラクヒヲ巻羽鷹ノ羽也小羽ニハ
キリウヲハク也

上差

今昔物語云平季武値（産女語）季武カ云ク此ノ負
タル胡録ノ上。差。ノ箭ヲ一筋河ヨリ彼方
ニ渡テ土ニ立テ返ラム朝行テ可見シト
云テ行又

又云平維茂罰藤（原諸任語）餘五出立トテ（中略）命惜カ
ラム者ハ速ニ可留シト云テ我ハ紺ノ襖
ニ款冬ノ衣ヲ著テ夏毛ノ行騰ニ履綾藺
笠ヲ著テ征箭卅許上。指。鳥胯ニ並指タル
胡録ヲ負テ

源平盛衰記云清章射（鹿条）伊与國住人高市ノ
武者所清章ハ馬ノ上ニモ歩立ニモ弓ノ

上手ナル上ニシカモ獵師也ケルカ折節
射付馬ノ早走リニ乗リタリケリ一鞭充
テ〻弓手ニ相付テ箙ノ上差抜キ出シテ
大鹿二ハ同シ草ニ射留メツ
太平記云本間孫四郎重氏上差
郎遠矢条
ノ流鏑矢ヲ抜テ云々
弓箭記録云大将軍七驗後冷泉院御時始
之一ニハ上刺ノ矢ノ節塗二ニハ矢ノ羽
石打用之征矢三ニハ烏帽子左リ折ニ用
之四ニハ弓ノ藤上三十六巻也表三十六
神也下二十八巻表二十
八宿也五ニハ小手緒赤革ヲ為後藍革為前
陰陽南斗北斗ノ故
六ニハ太刀ノ足革端鞘ノ上ニ當ツ七ニ
ハ熊皮ノ行騰鎧ノ下ヲ穿也水スイノ事
弓ノ畠有之弦ノ畠有之箭ノ畠有之已上
此三ノ繪ノ畠別紙ニ書寫スル者也
布衣記云弓矢事次矢長サ小さきすも

羽ハ鷲ノ羽ノ上。指白箭羽鷹羽鷲ノ羽何ニテモ
用ヒ羽ヨキ也何モヨキ糸ノ上ヲハ紙ヲキ
テヨキ也
又云弓ヒキノ事ヲノ多ハヒキヘキ也弓ヲ重
藤矢ハヒキノ矢也是常式ノ如シ矢ノ数十
六節ヲ弓ノ外。上ヲ。二節ヲ的矢也斎
藤ノ家ヨリハ上ヲ四節多里ト以ヘシ瀧口
ノ時ハ的矢一手ヲ三ヘ多数ヨリテ上指

ヲ三ヘテ四節ヨリ用也瀧口ハヒキテヨリテ禁中
ヲ君ノ御ヒ召ヲ迎ヒテ的ヲモ仕リ
依ヒ的矢ヒヲスヲ是瀧口ノ所ヒ
ヲ次馬ヲモ乗ヲ小ヒ少年ノ所也
又云弓矢事弓ハ重藤矢数廿ヨ上。指四ツ
ラ志ニテ限斎藤家ノ式是利仁天下ノ
敵退治時ヲ云ヒ当ノ矢ヒ也ヒヲ
今川大双紙云上。指ヲ指ヲ次ヲ事神動

を三ツ指ハ也さて二ツ指ハ也（ケヤ）さてより
又一ツ指事ハ弓きゝ上と弦を依鞭と上指に指
さゝる時さ鞭をハ奥にさ一矢をハくちに
指也二宮流さて矢を奥ゟ鞭を口ゟ指さる
仕もるんまへ物ハ矢数てさにさゝハ鞭と
一節指さゝる也若又矢数ゆるらハへちに
指へき也さハ指三ツ指にさゝゆ矢乙矢甲矢
と指さる又二ツゟらハ早矢乙矢とて指さる

自然雨さと不意ゟ降ハ知巻ゟ内へ矢の笠
と指さるの方へしてその也上指神動さるハ尚也
ハ角木弦とも指也
家中竹馬記云ハ川かの上ゟ上んとさるゝと
さ一ハさるをハ。。。と云事者へからハ上さ
とハ征矢ゟ物ら矢ゟ矢ゟ矢ゟとさ一さゝ
るをハさハさとハ云也

中差

保元物語云 山田小三郎為朝の矢の中の条 はくしゝ此はをそ
し此はすくたゝ一め見まいらせそやと存
いて国かゝとまつていを射も志そゝふこそろ
もかりに西をやとつてよきときけもさう
ひよりしき事よいとおかゝるしくひへ
き此中さへ経つて志いて後世のあひ
てゐるいきたらをこん志やり此めんく
も仕いんとたらかるの志りけ色は

平家物語云 あふき の条 かんよゝをとおかしく
て舟のうちより年のよりひ五十八ばかる
あとこ此くろうハをとし此ろひき角りる
うあふきとて角る所ゝ所てまひ志めう
ゝ此此三郎を一うしろよあ西ませよりて
此ちやてあるそこ此をつうまつきとしひけ
きハこんとハ中さへ所てつかひよりまつ
たゝ中をひやつをとそ舟そこへまさ

うさまはいとをきあいてとゝまるもあり
いやゝるさけるとゝまるものもあれかりけり」
源平盛衰記云八牧夜討条（十五）爰ニ武者一人進ミ
出テミ名乗ケルハ河内國住人石川郡ノ
関屋ノ八郎（関）トハ我事ナリ櫓ノ上ニテ射
残セル中差一筋コヽニアリ今夜々討ノ
大将軍ハ北條佐々木欲土肥土屋欲加藤
カ黨欲名乗リテ我カ矢請取テ名聞ニセ

ヨト呼ハテ内ヘ入リヌ
兼久（中ヽせんウ）軍物語云うゝ川のゝやうゝ又例ハ
中ゝとそつひるそ（ひるそ）ちゝまいれハ
内ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）ゝ兵のくひをかなはいて
らをやまたてふれて去ぬとゝ
判官物語云佐々木大夫判官かゝつけのゝんゝんこ
れを見てさるいりせをとゝあちかへ
らゝ中ゝ。ゝつかひよりひきてひや

とゐたるのふりやをもてをちる
んてゝゝふとのもちをきりてゝふらをを
へゝる

叡井日記云 栗田口合戰条討取候士大將トモニ
八信長衆ニテハ不破彦作ヲハ由良三郎
次郎討申候中略津田孫太郎ハ同郎等金田
兵四郎討取候此孫太郎箙ヲ負中剌ニ短
尺ヲ付候

カソイロノ取傳ヘタル梓弓引レホリ
テハアタ矢ナキ身ヲト書テ葛原後胤津
田資信トシルシタル!ヲ云々

大ノ中差

平治物語云義朝敗北条真盛大童ニテ大ノ中
指取テ番ト敵モ敵ニヨルソ義朝郎等ニ
武藏國住人長井齋藤別當真盛ソカシ留
ント思ハヽ寄レヤ手柄ノ程見セントテ

取テ返セハ大衆ノ中ニ弓取ハ少モナシ
叶ハシトヤ思セケン皆引テソ帰ケル
源平盛衰記云ハ牧夜討条 伊勢國住人ニ加藤
判官ノ次男景廉コヽニアリ関屋ノ八郎
トキヽツルハ云ヒツルニハ似ス落ヌル
カト云テ楯ヲ前ニサヽシカサシテ居タリ
ケリ関屋可然ト悦テ三人張ニ大ノ中差
シ取テ番ヒ十五束ヨク引キカタメテ放
チタレハ楯ヲトヲシ冑ノ胸板ウシロノ
上巻ヘ討出タリ洲崎西枕ニ倒レ伏ス
源我物語云 はけつ祇をぬ とせ条 せてをやふりてゐ
たこそ三町ら いてき十郎これをみて
のしりハちはるわらはせをあふりてはち
きるまあつへしそまつらんとそ十
三そくはかりのすきとをりてつらひを
腰差

蜷川親元記云寛正六年八月廿二日丁酉
御所ハ仕ル細川殿馬場桟敷大炬燵二百疋中略
毛殿ハ馬毛ハ赤ハ地ちゃうちん就後布ハ
ちん鴨こかりゝ
ちさこすあまりの節一とをゝ有ハ小ちゃう
ま同上くゝ里入ハかゝひらハ腰ゝの羽
きゝ姫ハちゃう二束ハ指ゝ一束糸をゝ色
皆あきき也ハ仕ル蜷川武部蜷川掃部蜷
川長左清ゝ蜷川助三郎大田蜷川孫三郎部
元武庫ハ馬月毛ハ赤ハ地白地ちんこひき
をうちん葛のをを紀ちんをゝきハ小袴例
武ハかゝひらハ腰ゝの羽きゝ姫ハ毛殿ハ
糸をゝ色をゝきをゝ毛紀紅ハ仕ル蜷川又三
郎ゝ

征矢

延喜伊勢大神宮式云征箭一千四百九十

倭長各二尺三寸鏃長二寸五分ム
鳥羽作之鏃塗金漆箭金漆朱沙
延喜主税式云造征箭五十隻鏃新鐵五斤
七両金金漆五撮漆三夕絲二分
倭名類聚鈔云征箭唐式諸府衛士人別弓
一張征箭卅隻征箭和名曽夜
續日本紀云延暦十年十月壬子仰東海東
山二道諸國令作征箭三万四千五百餘具
釈日本紀云末利椰塢私記曰師説曽矢也

称末利矢者甲冑之間尓伊礼加久須也今
世古津万伽岐欤
長門本平家物語云頼朝卿の軍
旨の条次の日多賀
佐の多ちへ向ていしはしを金作共太刀ゑ九指
多る征矢一腰ゑていき
吾妻鏡云文治五年七月十九日丁丑二品
為征伐奥州泰衡發向給中略先陣畠山次郎
重忠也先足夫八十人在御前五十人別荷

征箭。三腰以而虎皮裸之

又云建仁三年九月廿九日甲午左金吾禪室前將軍令下向伊豆國修禪寺給已尅進發給先陣隨兵百騎次女騎十五騎次御輿三帳次小舍人童一人負征箭。騎馬後陣隨兵二百餘騎也

又云仁治二年十一月四日今朝將軍家為武藏野開發御方違渡御于秋田城介義景武藏國鶴見別莊御布衣御輿御力者三手供奉著水干宿老帶野矢若輩為征矢。面々刷行粧頗以壯觀也

又云建長二年八月十八日辛亥將軍家為道遥令出由比浦給前後供奉人皆著直垂帶弓箭而歳四十以後人々負征矢。四十未満之輩帶野矢云々

軍防令云凡兵士云々每人弓一張弓弦袋

一口副弦二條征。箭五十隻胡籙一具太刀
一口刀子一枚云々
弓箭記録云征。矢二十二加馬鎮定面五後、、
三右三中六馬鎮（トカリヤ）二陰陽征。矢者正征也、已
刑云罰矢中判尤罰箭然間矢束縁以向、
射之間一番ハ抜（ニ）中判其故何矢中字、、
讀也尤罰箭故也
源津家所記云公方様ハ所進上物ト書立

所弓一張重茂 所征。矢一腸 籠倉姫黒鷲
ノ矢白矢廿五
異制庭訓往来云弓五百張征。矢五百腸進
ハ徒物乃不雖下陣未陣之仁引給加箭ト
時者蔵馬寮為走獣ト重宝也
天素往来云側白木箭作ヲキ板弦関弦都
合百張征。矢若白箭拭蔵武蔵弦武黒漆
高忠聞書云征。矢のさしらへ様の事箭ハ如
しらをぬるへしまた所ハ如川ヶ

のふりを和とをしへいく姫なとハ不宜但お
門とも姫さまけふ筋中なとの門ハ上三姫
しなとなれ門とも屋の門なとを不宜とも紀の
下なと巻と矢とも一をくをもくあるひを重て
門ともなとのふりを重へし但志ほとハいかわとくを
不宜、、、一をくを計て然かなとあ屋さ門
ハ子ハらす、紀めを巻黒うをたへし
門巻時ハ、内きハ長ういと長巻へし赤

うをもくへしくつ巻二ふを祐た巻一ふをする
屋しハ志ハ和ハ志ハ切荷中黒を外行色を
も真名の羽を付へし但きく姫の羽を付る事
志とるくハ志とくなとハ俗なり

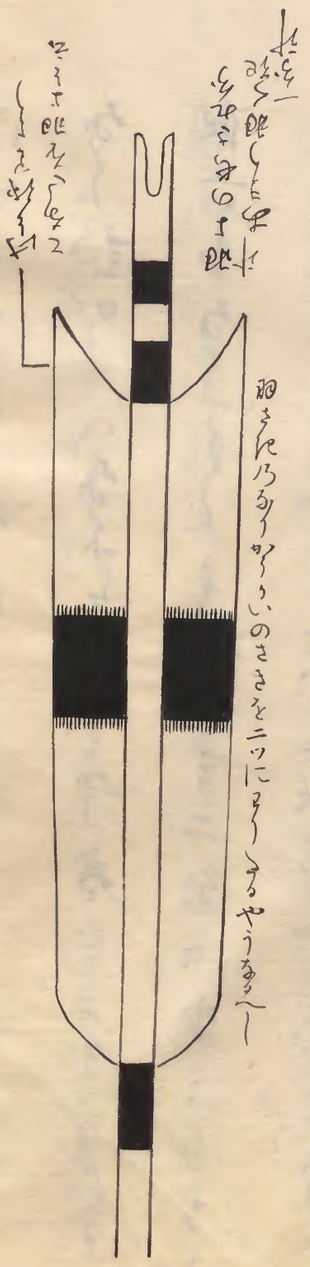

さ、きをとひそやはりこうつわのさゝやをぺのる
るむ町ハるふ矢もをす巻ハ三分うらも
和六分るるもとをき下二分次第てこよ、
、ようくるを出をハを法巻一をい意らく
、を長巻わとにをく也これハ和也但りをハ
和るりかるるくて見ようくきとてみをうら
ひて、ら出るるう白篠のあ又のこひ篠に月
をはる事るき事也根ハ也根るる祢のさき

あまりにはるる事れハ高ゆらをき迷ぬるる祢
の大小うよにをるる又人此ものをまるる面し
又云征矢をハとふと云つわをハ作るとゝよ
るる
又云征矢ようを町屋をまきををきぬ事るる
射師拾遺抄云矢此事かゆらを以和と
ハこれも神代ゆ法きて種〻の口傳
隆者と書載ようを不及能を今此世の矢

八佰矢を以て本とし数十五矢或ハ二十六矢

負征矢

萬葉集云伊敬乎於毛比淫於比曽箭乃曽与等奈流麻淫奈氣吉都流香母

萬葉集註釋云於比曽箭乃曽與等奈流麻泥土奈氣土吉都流香母ヲヒソヤトハオフタルソヤ也

軍陣聞書云ひ佰矢と事十六矢世の矢を

を用る也但むかしハ六十世六も えひらとさ

きる也佰矢と指指上帯と引ゆの事家と

りて ぬれる

隨兵口記云ひ佰矢ハ世の矢 本なるへし又

ハ世矢も十六矢も有へし えひらの事ハ和と

ちと さつら えひら 本 るへし但世矢十

六矢の時ハつ稀しきと 箙 るへし次と矢と分

る上帯の事 征箭ハ長さ八尺計なす角
たち 征矢の付根 隠星
隨兵次第云 大将頂 征矢根のさきもち
上へ一尺二寸をきて黒革にて矢ともり此上を
ゆふ〻同ゆいめ代表へ所へ革の廣さ五分
長さハ定なへからず
射御指迫抄云 羽の事きり羽ハ大将の頂 征
矢ゟ用へし 平民ハ雑羽ある角

並征箭

今昔物語云 東人通花山院御門語 院ハ寢殿ノ南面
ノ御簾ノ内ニテ御覧シケルニ年廿餘許
ノ男ノ鬢黒ク鬢クキ吉キカ中略紺ノ水旱
ニ白キ帷ヲ著テ夏毛ノ行騰ノ星付キ白
ク色赤キヲ履タリ打出ノ太刀ヲ帯テ節
黒ノ胡録ノ厂胯ニ並征箭四十許差タル
ヲ負タリ

空穂ノ實

弓張記云うつほの身とハふしをや也但ふしやの
時ハおつとり此始しとそろへてうつほ此とき
ハそろゆるなり此ちうし斗也是によりて略候
にハふしをぬるにもうつほの外此時ハ是け始し
と筆をや此時ハおつとりの始し斗をぬる事
も有但是ハ一説の略候なり
異本記云うつほの身ハ当世も紀に出る事なし

今川大双紙云 騎馬の時ハ弓うつほ也さて
うつほの実ハ七九十一也強る小指根の口傳
ハ初春より七月の中旬迄ハ唇候二ツもあまる
二ツもあまり上にさしへき也それより十二月迄ハ
きんさ紀とかり矢尻根なとを上にて指なり
又此外にハ遠矢二ツ神動一ツ入ル也又用心に
時ハ紀なりともて指出しては身に付方なかり
なり

奉公覺悟致云うつかのことハ云すうつかに
存矣しかるに西矣因番也そやをつと
里地のをそへる也うつかのハすけ
をそへる也

武家名目抄稿第十五冊

明治十五年七月廿七日旧稿校正　志村貞廉
同年八月十一日再校并書　北川良忠
同年同月十四日以旧稿本一校加朱點畢
塙忠韶

明治十六年八月
校合　鈴木行一

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan